

消防職員の懲戒処分について

鹿行広域事務組合消防職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおりお知らせします。

このたびの公用車による交通事故につきましては、日ごろから安全運転の徹底について指導してきている中、このような法令違反による交通事故を起こしたことに對しまして、地域の皆様方に深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

交通法規の遵守について全職員に改めて周知徹底を図るとともに、消防職員として住民の生命と財産を守るべき立場にある者としての自覚と責任をしっかりと持ち、失われた信頼の回復に向け全力で職務に取り組んでまいります。

令和5年9月20日

鹿行広域事務組合消防本部
消防長事務取扱 岸田 一夫

1 被処分者

消防本部 消防司令 50歳代 男性

2 被処分者の処分

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく懲戒処分）

3 事件の概要

令和5年2月21日、午後4時35分頃、公用車を運転中、東茨城郡茨城町長岡地内の交差点で、赤信号を無視し交差点に進入し、同交差点を青信号で通過中の車両と衝突し、双方の車両に物的損害を与えると同時に、相手方運転者が首や肩の痛みを訴え医療機関を受診するなどの人的被害が生じた。

4 処分日

令和5年9月20日

5 管理監督者の処分

消防本部 次長兼総務課長 頭注意

消防本部 総務課副参事 頭注意

消防本部 総務課長補佐兼係長 頭注意